

事 務 連 絡

令和6年6月3日

各都道府県建設業協会事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事業部

ストックヤード運営事業者登録制度について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程につきましては、全建事発第023号（令和6年5月29日）にて、国土交通省からの通知をお知らせしたところですが、今般、同省のホームページにて、全国のストックヤード登録された施設の名称、受入条件等が各地方整備局毎に確認できますのでお知らせします。

令和6年6月1日に「元請業者等による建設発生土の最終搬出先までの確認を義務化」が全面施行となります。

仮に登録のないストックヤード等に搬出した場合には、その建設発生土が部分的に搬出される度に確認や書類作成が必要で、最終的に全量が最終搬出先に搬出されるまで確認・書類作成が必要となり、大きな手間が掛かります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、会員企業の皆様にご案内賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【URL】

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00042.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html)